

福祉分野における「従うべき基準」の状況

参考資料 1-①

提案募集における参酌化に対する所管省庁の考え方

所管省庁の考えの類型	回答内容の例
質・最低水準の確保のため必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するという観点から、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。</li> <li>子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。</li> <li>当該基準を「従うべき基準」から引き下げることは、保育施設としての質の確保を担保出来なくなることを意味することから、対応は困難。</li> </ul>
第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度等においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。</li> <li>職員配置基準及び居室面積基準に関しては、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果を踏まえて規定しており、利用者の処遇・安全・環境に直結する基準であるから、引き続き従うべき基準とすることが妥当であると考えている。</li> </ul>
専門の審議会等での議論を踏まえて対応すべきもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>(事業の)在り方等については、社会保障審議会〇〇分科会における議論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。</li> </ul>

法律名	施設・事業名	「従うべき基準」の内容	条例制定主体		提案状況 (提案年度・件数)	うち参酌化等に対する所管省庁等の考え方
			都道府県	市町村		
児童福祉法	児童発達支援、放課後等デイサービス (基準該当通所支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室等面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、 児童相談所設置市)	H26-1件	質・最低水準の確保のため必要 (1件)
	児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など (指定障害児通所支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室等面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>	○	○ (指定都市、 児童相談所設置市)	H26-4件 H29-3件 H30-1件	質・最低水準の確保のため必要 (3件) 第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの (1件)
	福祉型及び医療型障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室等面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>	○	○ (指定都市、 児童相談所設置市)	H26-3件	質・最低水準の確保のため必要 (3件)
	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> </ul>		○	H26-2件 H28-4件 H29-8件 H30-3件	参酌基準化 (17件)
	家庭的保育事業、小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>連携施設の確保</li> </ul>		○	H28-2件 H29-1件 H30-4件	
	助産施設、保育所、児童厚生施設など (児童福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室等面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、 中核市(一部の 基準のみ)、 児童相談所設置市)	H26-13件 H27-2件 H28-2件 H29-6件 H30-2件	質・最低水準の確保のため必要 (2件) 専門の審議会等での議論を踏まえて対応すべきもの (1件)

法律名	施設・事業名	「従うべき基準」の内容	条例制定主体		提案状況 (提案年度・件数)	うち参酌化等に対する所管省庁等の考え
			都道府県	市町村		
介護 保険 法	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、 短期入所生活介護、福祉用具貸与 (基準該当居宅サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、 中核市)	H26-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(1件)
	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、 訪問リハビリテーション、通所介護、 通所リハビリテーション、短期入所生活介護など (指定居宅サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>	○	○ (指定都市、 中核市)	H26-2件 H27-1件 H29-2件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(2件)
	基準該当居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>		○	H26-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(1件)
	指定居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>		○	H26-3件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(3件)
	介護予防訪問入浴介護、 介護予防短期入所生活介護、 介護予防福祉用具貸与など (基準該当介護予防サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、 中核市)	H26-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(1件)
	介護予防訪問看護、 介護予防訪問リハビリテーション、 介護予防居宅療養管理指導など (指定介護予防サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>	○	○ (指定都市、 中核市)	H26-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(1件)
	基準該当介護予防支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>		○	—	
	指定介護予防支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>		○	—	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、グループホームなど (指定地域密着型サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>		○	H26-6件 H27-2件 H28-1件 H29-2件	専門の審議会等での議論を踏まえて対応すべきもの(4件)
	介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、 中核市)	H26-3件 H27-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(3件)
	介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、 中核市)	H26-2件 H27-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(2件)

法律名	施設・事業名	「従うべき基準」の内容	条例制定主体		提案状況 (提案年度・件数)	うち参酌化等に対する所管省庁等の考え
			都道府県	市町村		
介護保険法	介護医療院（介護療養型医療施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-2件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの（2件）
	介護予防認知症対応型通所介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>		○	—	
	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> </ul>		○	—	
障害者総合支援法	居宅介護、生活介護、 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 障害福祉サービスなど (基準該当障害福祉サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-1件	質・最低水準の確保のため必要（1件）
	居宅介護、療養介護、生活介護事業、短期入所事業、 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス、 重度障害者等包括支援事業、就労移行支援事業、 指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）など (指定障害福祉サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> <li>申請者の法人格の有無</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-5件 H27-1件 H29-1件	質・最低水準の確保のため必要（4件） 第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの（1件）
	指定障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-2件 H27-1件	質・最低水準の確保のため必要（2件）
	療養介護、生活介護、就労移行支援事業、 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 多機能型生活介護 (障害福祉サービス事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-1件 H27-1件	質・最低水準の確保のため必要（1件）
	地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-1件 H27-1件	質・最低水準の確保のため必要（1件）
	福祉ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-1件 H27-1件	質・最低水準の確保のため必要（1件）
	障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-1件 H27-1件	質・最低水準の確保のため必要（1件）
生活保護法	救護施設、更生施設、 授産施設及び宿所提供施設 (保護施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの（1件）

法律名	施設・事業名	「従うべき基準」の内容	条例制定主体		提案状況 (提案年度・件数)	うち参酌化等に対する所管省庁等の考え
			都道府県	市町村		
老人福祉法	特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-2件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(2件)
	養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-2件 H28-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(2件)
社会福祉法	軽費老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-1件	第3次勧告で「従うべき基準」として認められたもの(1件)
	婦人保護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室面積</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-1件	
認定こども園法	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定の要件 (教育、保育、子育て支援事業を行うもの) (一体的施設の場合の連携体制)</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	—	
	幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員資格</li> <li>職員配置</li> <li>居室・病室面積</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>	○	○ (指定都市、中核市)	H26-3件 H27-1件 H28-2件 H29-1件	
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所 (特定教育・保育施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用定員基準</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>		○	—	
	家庭的保育事業、小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 (特定地域型保育事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用定員基準</li> <li>利用者及びその家族に対する人権侵害防止基準</li> </ul>		○	H28-1件 H29-1件	